**令和６年度事業計画**

**（Ⅰ）基本方針**

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が終息に向かうなか、当連合会における活動もコロナ以前に戻ることができたと思える１年であった。しかしながら海外情勢はますます不安定に陥り、国内では円安のもと物価高騰が続いており毎日の生活を安心して送るにはほど遠い状況にある。また、年明け早々能登半島では大地震が発生、一刻も早く能登半島が復興するよう心から願わずにはいられない。

さて、５年度は当連合会の会長がこれまで長年にわたり当連合会の発展にご尽力された是枝くみ子元会長から大塚和代会長にバトンタッチされた。大塚会長とともに、さらなる会の発展に取り組んでいきたいと心をあらたにしたところである。

先ず県の委託事業についてであるが、「母子家庭交流・生活支援事業」においては、前年度同様に各母子寡婦福祉会における活動は順調に行われると考えている。しかしながら、市町母子会の数が減少していることによる活動実績の低下にともない県の予算が減少している傾向は変わらない。市町母子寡婦福祉会が存続するように支えるとともに、広域会員を対象とする事業を企画化するなど、内容の見直しが必要と思われる。

次に、就業支援であるパソコン教室や「ひとり親家庭資格取得応援事業」についてであるが、５年度からあらたに医療事務講座と調剤薬局事務講座を実施した。講座修了後の資格取得試験では、看護学校受験対策講座受講生の看護学校合格率と同様に、高い合格率をあげることができた。特に医療事務講座は受講生全員が合格という実績をあげることができ、ひとり親家庭の母親の自立支援に大きく貢献していると嬉しく思っている。今後はさらに、資格取得の選択の幅が広がるように事業内容の充実化を図っていきたい。

女性弁護士による法律相談は、平日に加えて土・日曜日は託児付きで行っていることもあり、ニーズが高く利用者から好評である。これからさらに養育費の確保や面会交流などの社会的な意識が高まるにつれますますニーズも高まると思われるので、一層周知に努めていきたい。

当連合会の財務状況は、母子福祉会館という収益事業の大きな柱を失なったため、引き続き非常に厳しい状況にある。収益事業においては内容を再検討し、自販機の設置台数の増加や事業メニューの増加を目指し、引き続き自治体からの委託事業の受注に向けて支援策の情報収集に努め、企画案を提示していきたい。また、SNSを使った情報発信など広く地域社会に対し周知を図り認知度を高め、あらたな会員の増加を目指して取り組んでいきたい。

**（Ⅱ）活動テーマ等**

全国母子寡婦福祉団体協議会が定めた令和６年度の全国統一活動テーマに基づいて、当連合会及び傘下の母子寡婦福祉会の活動を実施していく。

　１　全国統一活動テーマ：つなごう人の輪、守ろう地域の輪

　２　母子に関するテーマ：目指そう自立、活かそう支援策

母子・寡婦に共通するテーマ：へつなぐ、世代の輪

ひとり親家庭の子どもに関するテーマ：すべての子どもに安心と希望を！

**（Ⅲ）事業内容**

**１　公益目的事業**

（１）公益目的事業１：母子家庭等交流・生活支援事業

ひとり親家庭親子ふれあい事業

地域の母子寡婦福祉会による各種会合を実施するとともに、地域相談員が地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対し同じ仲間目線で相談支援を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を保持していく。

ア　地域相談員養成研修

地域の母子寡婦福祉会の役員等を対象に、ひとり親家庭の良き相談役として活動を行うため、相談技術や福祉制度等に関する研修を実施し、その修了者に対し地域相談員を委嘱する。

イ　交流会・相談会・生活支援講習会の開催

地域の母子寡婦福祉会は、地域の実情に応じて相談会とともに交流会を開催し、孤立しがちなひとり親家庭に対し仲間との交流の場を提供する。併せて、子育てや健康、家計管理に関する講習会等を開催する。これらの会合には、会員の周りのひとり親にも広く参加を呼びかける。

この活動の中で、地域相談員は悩み事を抱えているひとり親に対して、仲間目線に立ったアドバイスを行っていく。必要に応じて関係機関に繋げていくとともに、継続的な見守り活動を行っていく。

なお、当連合会では、相談指導員（事務局員）により活動内容や事務処理に関するアドバイスを行う。また、母子寡婦福祉会のない地域のひとり親家庭に対しては、直接相談指導員が相談にのるとともに、他の事業で行っている交流イベントや寄付品の送付などを通じて支援を行っていく。

また、ZOOMを使用したおしゃべりサロン的な「かるがも・カフェ」の開催を実施し、状況を見ながら定期的に開催をしていく。

日中働いている保護者向けには、引き続き夜間電話相談窓口を設ける。

ウ　ひとり親家庭訪問事業の実施

訪問支援の実施団体「埼玉ホームスタート推進協議会」と連携し、地域相談員等を

対象に訪問支援や相談スキルを身につけるための研修を実施し、ひとり親家庭に対する支援の方法を学び日頃の活動に活かしていく。

オ　ひとり親家庭親子ふれあい事業の実施

収益事業の果実や助成金・寄附を活用して、子育て支援セミナーやクリスマス会を催する。また、同様に広域会員を対象とした「中学生支援米」の送付や「スケート教室（仮）」を開催する。このような各行事を通して、会員・非会員を問わず母子寡婦福祉会のない地域についても仲間作りを促進し、非会員については母子会への加入を働きかける。

カ　外部団体が主催する社会貢献活動への協力

民間企業や他の非営利活動法人等が行うひとり親家庭に対する社会貢献活動（ロ

ーソン：給付型奨学金制度、コープみらい財団：給付型奨学金制度、浦和レッズレディース：試合招待　など）と連携しながら、ひとり親家庭の福祉向上に寄与していく。

（２）公益目的事業２： 埼玉県母子・父子福祉センター法律相談等事業

埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業

ひとり親家庭向け研修会開催事業

ア　法律相談

女性弁護士に依頼して、当連合会所在地であるさいたま市で実施するとともに、交

通の利便性を考え東部地区（春日部市）及び西部地区（川越市）においても実施する。平日に加え引き続き今年度も土・日曜日においても実施し、合計年２４回（1回につき３相談枠を設定）を予定とする。

イ　技能講習会（パソコン教室）

就職や転職時での地位向上に必要なパソコン技能の習得を目的として、講習会（平

日コース・休日コース）を開催する。ワード講座においては初心者から資格取得希望者までの受講を可能とし、他にワードとエクセルのどちらかを選択できる講座も開講する。また受講者が安心して受講出来るように託児サービスを行うとともに、西部地域でも開講する。

ウ　就業支援講座

就職・転職に際して必要となる知識・技術の習得を目的とした講習会をパソコン教

室と一体的に開催する。

　　 また、｢埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業｣においては、正規雇用に結びつきや

すい資格取得やより条件のよい転職を支援する。そのためには、看護学校受験対策講

座を実施し看護師資格の取得を支援するとともに、医療事務講座及び調剤薬局事務講

座も実施しそれぞれの資格取得を支援する。併せて、自立を促す資格取得を目指す

ためのセミナーを開催する。

エ　ひとり親家庭向け研修会

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、ひとり親家庭の生活に役

立つテーマで、誰でも気軽に参加できる研修会を開催する。

（３）公益目的事業３：情報提供活動・研修会参加・市町村団体助成事業

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、以下の事業を実施する。

ア　情報提供

1. 会報誌の発行

「かるがも通信」として年２回の発行し、当連合会及び地域の母子寡婦福祉会の活動紹介や、ひとり親家庭のための有益な情報を提供する。

1. ホームページの更新

当連合会活動の情報開示の場とするとともに、広くひとり親家庭に対する情報提供の窓口として運営する。地域の母子寡婦福祉会の活動の情報や、ひとり親家庭にとって必要と思われる奨学金をはじめ各種情報を迅速に提供し、母子寡婦福祉会の魅力を発信していく。

1. 『事業概要』『市町村団体調べ』の作成

当連合会の歴史の変遷を記録するとともに、毎年の活動を関係機関に対して周知を図る、地域の母子寡婦福祉会の現況を相互に認識して貰い、活動の活発化と連携強化を図っていく。

1. SNSを活用した情報提供

ひとり親世代のコミュニケーションツールの一つとして利便性の高いラインを活用し、迅速に会員をはじめ広くひとり親家庭に情報を提供する。

イ　各種研修会参加

例年開催している関東地区母子寡婦福祉研修大会は１０月に栃木県において開催、全国母子寡婦福祉研修大会は１１月に富山県において開催される予定である。この研修大会へは、地域の母子寡婦福祉会の役員等が参加し、活動の先進的事例を学ぶとともに他の団体の会員と交流を深め、地域での活動に活かすことを目指している。

また、事務局職員が養育費等相談センターや県等が主催する研修に参加することによって専門的な知識を習得し、日常の相談業務等に活かしていく。

ウ　市町村団体助成

財政基盤の比較的弱い市町の母子寡婦福祉会の活動に対して引き続き助成を行う

ことにより、地域におけるひとり親家庭の活動を支援する。

**２　収益事業**

（１）収益事業：清涼飲料水自動販売機の設置運営及び物品の斡旋

埼玉県自動販売機の登録事業者として公募に参加し、台数の確保に努める。また、

観劇及び手帳や全母子協指定業者（堀内八郎兵衛等）の物品については、地域の母子寡婦福祉会はもとより広く積極的に斡旋することにより収益の確保を図る。さらに、チャリテイ販売や寄附の募集活動などは随時行っていく。

**３　法人運営**

（１）会員の協力のもと、円滑な運営に努める。

（２）ホームページやSNSを通じて積極的に情報発信を行い、若年ひとり親世代の会員確

　　保に取り組んでいく。母子寡婦福祉会のない市町村での広域母子会員の加入促進を進

め、会員数の増加に努める。

（３）あらためて会員に対し収益事業への協力を求める。また、広く一般の方に対する広報に力を入れ、その理解を広めていく。

（４）全母子協とともに、ひとり親家庭の生活向上に関する事項、当連合会の運営に関す

る事項などについて必要に応じて陳情要望活動を行う。